

令和7年第9回
笠間市農業委員会総会会議録

令和7年9月29日 開会
令和7年9月29日 閉会

笠間市農業委員会

令和7年笠間市農業委員会第9回定例総会

[令和7年9月29日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 非農地証明願について
日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取について
日程第9 報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第10 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第11 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第10 報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 非農地証明願について
日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取について
日程第9 報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第10 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第11 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

出席委員

1番	深谷 聡君	11番	青木 勝照君
2番	寺門 博君	12番	小沼 祐君
3番	込山 祐一君	13番	荻津 修一郎君
4番	三橋 美香君	14番	入江 保夫君
5番	高野 尚夫君	15番	園部 孝男君
6番	鶴田 英樹君	16番	鈴木 明君
7番	飛田 稔君	17番	稲野邊 茂生君
8番	大橋 正義君	18番	國谷 博隆君
9番	高安 行男君	19番	永田 良夫君
10番	菅谷 賢一君		

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋 猛君
農業委員会事務局長補佐	島田 耕一君
農業委員会事務局主査	田所 裕美君

午後1時32分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） ただいまから令和7年第9回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、13番荻津修一郎委員並びに14番入江保夫委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案の審議を始める前に、事務局より報告があります。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局から報告でございます。

議案に関する報告となります。

9月10日に、農地法第4条の規定による許可申請の取下願の提出が2件ございました。

また、同日付で受理の通知をいたしましたので、御報告いたします。

取下げの理由につきましては、許可申請面積に誤りがあったためとのことであります。

このことによりまして、8月の定例総会で保留になっておりました議案第2号の申請番号10及び11は、削除となります。

なお、この案件に関しましては、9月10日に、修正した面積による農地法第4条の規定による許可申請が提出されております。

事務局からの報告は以上となります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号73について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

16番。

○16番（鈴木 明君） 番号73について、調査結果を報告いたします。

9月21日、午前8時半より、調査委員2名、譲受人及び代理人立会いの上、調査を行いました。申請人、申請地は議案書のとおりです。

申請地は、県道日立笠間線を日立方面に向かい、大橋地区の大池田郵便局より200メートル北側に進み、丁字路を右折した100メートルほどのところに1箇所目の申請地の土地がありました。その先の涸沼川、岡の宿橋を渡り右折し、下流のほうに800メートルほど行った川沿いの左側に2番目の土地がありました。

譲受人の申請理由は、農業経営の安定と農業規模拡大のため。

譲渡人の申請理由は、自分で耕作できないので、相手に譲り渡したいとのことです。取

得後の申請地の利用計画は、今までどおり稲作を行う計画です。

この申請について、耕作を目的とした所有権の移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

権利関係は、売買で間違いありません。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号74について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。

16番。

○16番（鈴木 明君） 番号74について、調査結果を報告いたします。

9月21日、指名調査委員2名と譲渡人及び代理人立会いの上、調査を行いました。申請人、申請地は議案書のとおりです。

申請地は、県道宇都宮笠間線を宇都宮方向へ向かい、笠間ゴルフ練習場の看板の右側を、200メートルほど北側へ進んだところに1筆目があり、さらに2筆目は、300メートル北側に入ったところにありました。

譲受人の理由は、新規就農のため。現在、水戸市内の不動産関係の売買などを扱っている会社にアルバイトとして勤務しているそうです。近頃、後継者がいない等々の様々な事情により、農地を手放すことになる方が多くいる。今般の申請地も、譲渡人が諸般の事情により、耕作継続できないというものでした。そこで今後の諸般等を考慮し、申請人がこれを買受け、新規就農することにした次第です。

現在はアパート暮らしですが、農業を行うため、笠間市下郷のほうに宅地346.28平米及びその敷地上の建物91.29平方メートルを自宅兼事務所として賃借することが確定しているそうです。

また、人材を募って、将来的には農地所有適格法人になることを計画しているそうです。

譲渡人理由は、後継者もなく、体調も思わしくないので、農地を荒らしてしまうことになるので、売り渡したいとのこと。

取得後の利用計画は、農地を有効利用するため、整地して栗を栽培する計画です。農業の知識はあまりないけれども、他の人に教を請い、日々研鑽を務め、栗畑経営を成功させたいとの決意をしているそうです。

農機具は、新たに除草機、草刈り機、噴霧器、軽トラックなどを購入し、その他、随時必要なものを購入していくとのこと。

権利の設定は、売買で間違いありません。

よって、新規就農に関しての確認事項、農地取得に関する特約事項など、その他書類も添付されており、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号75について、議席番号8番、17番委員より調査報告を願います。

8番。

○8番（大橋正義君） 番号75について報告します。

9月22日、調査委員2名、申請人、申請代理人立会いの下、現地調査をしてきました。申請理由、申請内容、申請地は議案書のとおりです。

申請地は、県道109号線を北関東自動車道の高架下をくぐって東に1キロメートルぐらい行ったところを右に曲がって、南に300メートルぐらい行ったところでした。

譲渡人の理由は、遠方に住んでいて耕作できない。また、進入路がなく管理できない。隣接の住宅を売買により譲受人に渡しているの、相手に譲りたい。

譲受人の理由は、自分の宅地と所有地の隣接であり、宅地を相手方より購入した令和5年5月より、野菜畑として自分たちで耕作しているの、購入したいとのことでした。

周辺農地への影響は、譲受人の所有する宅地のため、特に問題ありません。

農業機械は所有していませんが、家庭菜園として適切に管理していましたので、特に問題ないと見てきました。よろしく願います。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号76、77について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号76について、調査の結果を報告します。

9月22日、指名調査委員2名、譲受人立会いの下、現地の調査をしてまいりました。申請人、申請地につきましては、議案書のとおりです。

申請地につきましては、JR常磐線沿いの橋爪陸橋から西に50メートル行ったところを北に200メートルぐらい入ったところでは、

譲受人の事由は、何年も前から母に代わり耕作しており、今後も農業を続けたいと考えており、生前贈与することを母に打診したところ、承諾を受けたということです。

譲渡人の事由は、高齢となり、自身で農地管理が困難となり、長男に生前贈与することにしたということです。

権利関係は、耕作を目的とした所有権の移転であり、機械、労働力についても適正と認められます。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号77番について、調査の結果を報告いたします。

9月22日、指名調査委員2名、譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請地は、県道30号随分附の信号を西に200メートル進んだ先の丁字路を左折したあたりにありました。

譲受人の申請事由は、規模拡大。また、現在耕作している畑に隣接しており、耕作しやすいためとしております。

譲渡人は、後継者がいないため。

権利関係は、売買による所有権移転です。

譲受人は専業農家であり、機械、技術等についても問題ないと思います。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の78について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

1番。

○1番（深谷 聡君） 番号78につきまして、調査の結果を報告いたします。

9月24日に、指名調査委員2名と譲受人立会いの下、現地調査をしてまいりました。申請人、申請地については、議案書の記載のとおりです。

申請地につきましては、メモリアルホール浄土会館の目の前のところ です。

譲受人の申請事由は、自宅から近く、耕作に便利とのこと です。

譲渡人の申請事由は、耕作が困難なため、相手の要望に応じ、譲り渡すということです。取得後の申請地の利用計画は、栗や植木を栽培する計画です。

この申請については、耕作を目的とした売買による所得権の移転であり、機械、労働力、技術等にも適正と認められます。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の79、80について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

10番。

○10番（菅谷賢一君） 番号79番について、調査結果を報告いたします。

9月26日、指名調査委員及び推進委員と譲受人及び譲渡人の代理人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、岩間駅から県道上吉影線を岩間消防署に向かい、1キロメートルほど行った左側の土地です。

譲受人の申請理由は、宅地の購入とともに隣接する農地を購入し、新規就農をするためでございます。

譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

農業従事者は2名で、農業経験は4年ほどですが、実家の両親を手伝っているとのことです。

農機具は、耕運機を購入予定です。

申請地の作物は、ダイコンやキャベツ等の自家消費野菜です。

自然環境は良好であり、効率的に耕作ができるものと思われま

す。権利関係は、売買に間違いございません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号80番について、調査結果を報告いたします。

9月26日、指名調査委員及び推進委員と譲受人、譲渡人の代理人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、愛宕神社入口の十字路を約100メートル行った持丸自動車の南側の土地です。

譲受人の申請理由は、農業経営規模拡大です。

譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

この土地は、既に譲受人が譲渡人より農地を借り受け、野菜等の栽培をしていましたが、譲渡人が管理していくのが困難になったため、売買することになりました。

しかし、現地を調査したところ、境界杭が全く確認できなかったため、今回は保留といたしたいと思

います。どうぞよろしく御審議ください。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号73から80につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第1号の番号73について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、2番寺門 博委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後 1 時 5 0 分休憩

午後 1 時 5 1 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第 1 号の番号 73 について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第 1 号の番号 73 は原案のとおり決定いたしました。

それでは、2 番寺門 博委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 1 時 5 1 分休憩

午後 1 時 5 2 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第 1 号の 1 件を除く 7 件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第 1 号の 1 件を除く 7 件について、番号 80 については保留とすることに、その他については原案どおり決することに賛成の委員は挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第 1 号の 1 件を除く 6 件について、番号 80 は保留、その他は原案どおり決定しました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 4、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号 12、13 について、議席番号 6 番、13 番委員より調査報告を願います。

13 番。

○13番（荻津修一郎君） 申請番号12について、調査の結果を報告します。

9月22日に、指名調査委員2名と現地の調査をしてまいりました。代理人とは電話で確認を取っています。申請人、申請地については議案書のとおりです。

申請地については、JR宍戸駅から300メートルぐらい西に行ったところにあります。

申請事由は、現在の住宅敷地が接合している市道との境界に土留めがあり、地盤が高いため、車庫を建築することはできても、車両を進入させることができないため、申請地に車庫を建築するというものです。

隣接地への日照、通風、耕作への影響は、特にありません。

排水計画は、敷地内に雨水浸透ます設置です。

調査の結果から、転用することに間違いはなく、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号13について、調査の結果を報告します。

9月22日、指名調査委員2名と申請人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請地は、県道杉崎友部線から500メートルほど入ったところです。

申請事由は、農機具の保管及び雨天時の作業場所の確保のため、倉庫及びカーポートを設置するということです。

隣接地への日照、通風、耕作への影響はありません。

調査の結果から、転用することに間違いはありませんので、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号14、15について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

1番。

○1番（深谷 聡君） 番号14番について、調査結果を報告します。

9月24日に、指名調査委員2名と申請人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、パチンコダイナム友部店の十字路を東へ約300メートル進んだ左側にあります。

申請人の申請事由は、現在、申請地隣接地に居住しているが、今回申請する敷地まで宅地として利用していたため、是正を行い、適法に利用したいとのことです。始末書も提出されています。

隣接地には農地が存在しますが、自己所有であり問題ありません。

近隣の状況は、北東が宅地、農地、北西、農地、南東、市道、南西、農地。取水、排水の計画はありません。雨水については、敷地内浸透処理です。

関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいます

すようお願いいたします。

続きまして、番号15番について、調査結果を報告します。

9月24日に、指名調査委員2名と申請人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、パチンコダイナム友部店の東側目の前のところにありました。

申請人の申請事由は、現在、自営業で土木業を営んでおり、自己所有である当申請地を勝手に資材置き場として利用していたため、是正を行い、適法に利用したいとのことです。始末書も提出されています。

隣接地には農地が存在していますが、自己所有地であり問題ありません。

近隣の状況は、北東が農地、北西、宅地、南東、宅地、南西、市道で、取水、排水計画はありません。雨水については敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号13につきましては、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

番号12につきましては、鉄道の駅から300メートル以内の農地であるため、第3種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 第4条の規定による許可申請について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号101、102について、議席番号8番、17番委員より調査報告を願います。

8番。

○8番（大橋正義君） 番号101と102について報告します。

101について、9月22日、指名調査委員2名と申請人立会いの下、現地調査してきました。申請人、申請地、申請内容は、議案書のとおりです。

場所は、国道50号線のローソン飯合東店を国道355号線に入って、パチンコ東大笠間店から道路を挟んだ向かい側でした。

譲渡人の申請理由は、相手の要望に応えるため。

譲受人の申請理由は、来栖、飯合、稲田の土地改良のための現場事務所及び資材置場として一時的に使用するためです。

周辺環境は、北側、栗畑、西側、資材置場、東側、道路、南側、道路と、周辺への影響は特にないものと見てきました。

関係書類もそろっており、許可相当と判断します。

続きまして、番号102について報告します。

9月22日、調査委員2名、申請人代理人立会いの下、現地調査してきました。申請人、申請地、申請内容は議案書のとおりです。

申請地は、本戸の泰榮電器の工場の近くの営農型太陽光発電施設です。これは3年に一度の更新手続の申請です。

耕作している農産物はジャガイモとのことで、今期は、茨城県平均収量を収穫し、販売したとのことでした。5月頃に、適切に耕作しているか確認したところ、計画どおり作付がされており、その後も適切に管理していることを確認済みです。

関係書類もそろっており、許可相当と判断しましたので、ご審議下さいますようお願いします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号103、104について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

1番。

○1番（深谷 聡君） 番号103について、調査結果を説明します。

9月24日に、指名調査委員2名と譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、小沢眼科医院を北に200メートルのところにありました。

譲受人の申請事由は、自宅進入道路拡幅のためです。

譲渡人の申請事由は、譲渡依頼があったためです。

契約の内容は売買で、資金面から見ても、現実性は認められます。

隣接地に影響はありません。近隣の状況は、東、市道、西、住宅、南、申請人進入路、北、畑です。取水、排水は、道路のためありません。雨水については、敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号104について、調査結果を報告します。

9月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、J T友部工場の北側、目の前のところにありました。

譲受人の申請事由は、友部駅構内の工事に伴い、工事資材を保管する資材置場を確保する必要があるためです。

譲渡人の申請事由は、当該土地は菜種の栽培地であるが、収穫後から次の播種の期間に限り、資材置場として使用を認め、農業上の支障がないためです。

契約内容は、使用貸借です。

隣接地の影響は、収穫後から播種までの一時利用であり、ブルーシート、鉄板にて養生するため、影響はありません。近隣の状況は、東、道路、西、畑、南、畑、北、畑です。取水、排水はありません。雨水については、敷地内浸透処理です。

ただ、現在工事が終わっており、転用時期が令和7年8月1日から9月30日になっており、農地法の適用に気づかず使用していたため、始末書が提出されています。

関係書類についても完備されております。許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号105について、議席番号9番、18番委員より調査報告を願います。

9番。

○9番（高安行男君） 番号105の案件につきまして、調査の結果を御報告いたします。

9月25日午前9時から、指名調査委員、譲受人、譲渡人立会いの上、現地の調査をしてまいりました。申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。

申請地につきましては、香取小原神社と大原グラウンドの北東へ約300メートル入った低地な水田であります。

はじめに申請地の境界を確認したところ、公図と合致していないため、保留とさせていただきますが、27日の午前9時から、土地家屋調査法人において、GPSに基づいて境

界復元がされたので、再度、28日午後3時から、現地確認を実施いたしました。その結果、敷地境界には問題がありませんでした。

申請地は、譲渡人の屋敷前であり、隣接者の立会いや承諾を得ております。

隣接地の日照、通風、農地等の影響はありません。

ただし、6尺の農道であることから、耕作等の出入口の進入路に影響を及ぼさないように、外柵は境界から1メートル以上離すことので了承をいただきました。

雨水排水は、敷地内自然浸透であります。

権利関係は、耕作を続けることが困難となりまして、処分したいということであり、売買であります。

その他、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号106、107について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

11番。

○11番（青木勝照君） 番号106番について、調査結果を御報告いたします。

9月26日、指名調査委員及び推進員と譲受人及び譲渡人の代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、岩間駅から県道上吉影線を岩間消防署に向かい、1キロメートルぐらい行った左側の土地です。

なお、この土地は、3条79番申請の農地に隣接している土地です。

譲受人の申請理由は、農地を購入し、新規就農をするとともに、隣接する住宅地の購入が理由です。

譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

取水は市の上水道を使用し、雑排水は公共下水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理です。

隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。

権利関係は、売買に間違いありません。

以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号107番について、調査結果を御報告いたします。

9月26日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人の代理人である笠間市建設課職員2名の立会いの上、現地調査を行いました。

しかし、現場立会いをしたところ、境界が明確になっていなかったため、一端保留としましたが、本日境界を明確にしたとの連絡があったため、農業委員会事務局で現地調査、確認をしていただきました。

申請地は、岩間支所から南に約300メートル行ったところにある岩間第1幼稚園の南側の土地3筆です。

譲受人の申請理由は、田畑転換をするための農地改良に伴う土砂搬入路のための工事用進入路の設置です。

譲渡人は、農地改良事業に協力し、申請地を一時的に貸すことにしたとのことです。進入路の補強として、鉄板を敷いて対応する予定です。

取水はありません。雨水排水は敷地内自然浸透処理です。

近辺に幼稚園があるため、安全運転及び騒音等への配慮をするとのことです。

周辺への影響は、特にありません。工事完了後は、原状回復して返却する予定です。

権利関係は、使用貸借に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号108、109及び110について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

○3番（込山祐一君） 申請番号108から110につきまして、順次説明させていただきます。

まず、108番について、調査報告を説明いたします。

9月26日9時45分から、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道茨城岩間線沿いにある岩間第二小学校前にあります五差路の信号を南に250メートルほど行き、下押辺公民館の手前を右折して300メートルほど行った左側にありました。

譲受人の申請事由は、長年休耕している畑を有効利用し、自然に配慮したエネルギー事業に取り組むため。

譲渡人の事由としまして、高齢で後継者もなく、土地管理に不安があるとのことで、譲り渡すとのことでした。

隣接地への影響ですが、東側が住宅と墓地、西側が畑、南側が太陽光発電施設、北側が道路です。

隣接地への日照、通風、耕作等への影響は、ないと見てまいりました。

その他、防災対策としまして、敷地内境界はネットフェンスを置き、防草シートを設置し、定期的に草刈りを行うとのことでした。

その他、関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、申請番号109番について、調査の結果を説明いたします。

9月26日9時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいり

ました。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入口の信号から岩間方面へ300メートルほど戻り、南へ400メートル行った左側にありました。

隣接地への影響ですが、東側が畑、西側が道路、南側、太陽光発電施設、北側が畑です。

隣接への影響ですが、日照、通風、耕作等への影響はありません。

その他、関係書類についても完備しており、許可相当と判断されます。

続きまして、申請番号110番につきまして、調査の結果を報告いたします。

9月26日9時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入口の信号から、岩間方面へ100メートルほど戻り、南に200メートル入った右側にありました。

譲受人の申請事由は、土地所有者より土地を処分したいという話があり、譲受人の会社で土地を買い取り、太陽光の開発を進めていきたいとのことでした。

譲渡人の事由は、耕作を続けることができず、管理に困っていたとのことでしたが、今回、太陽光の開発を目的として土地を買い取りたいという話があったので、売り渡したということでした。

隣接地への影響ですが、東側が道路、西側が雑種地、畑、南側が太陽光発電施設、北側が雑種地です。

隣接地への日照、通風、耕作への影響は、ないと見てまいりました。

この土地ですが、解体された廃材が畑全面に放置されていました。26日に調査に行ったときは、回収業者が来ていまして、草刈り等をはじめ、回収作業をしていました。そのことから、始末書が提出されております。

その他、関係書類も完備されておりますので、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

再審議分、番号97について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

1番。

○1番（深谷 聡君） 番号97についての調査結果を報告します。

9月24日に、指名調査委員2名と譲渡人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、パチンコダイナム友部店の十字路を東へ200メートル進んだ左側にありました。

譲受人の申請事由は、子供も生まれ、現在アパートでは手狭なため、自己住宅を建築し

たいとのことでした。

譲渡人の申請事由は、現在、休耕しており、この先も作付の予定もないことから、娘家族の要望に応えたいとのことでした。

契約の内容は、贈与による所得権の移転です。

近隣状況は、北東、畑、北西、畑、南東、市道、南西、畑です。

隣接地への影響は、譲渡人が所有する土地のため、影響があった場合は適切に対応することです。取水計画は、市水道管に接続し給水。排水計画は公共下水道です。雨水については、敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号101、102及び103につきましては、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

番号の106、109及び110につきましては、用途地域内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

15番。

○15番（園部孝男君） 107番なのですが、進入路を造るときに、水路を横切るのですが、この部分について資料的なものは何もないのですが、水路使用については特に問題はないですか。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 問題というのは。

○15番（園部孝男君） 河川管理規則等に抵触しないのか。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩とします。

午後2時21分休憩

午後2時24分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議案第4号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の8について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。

16番。

○16番（鈴木 明君） 番号8番について、調査の結果を報告いたします。

9月21日午前中に、指名調査委員2名、申請人及び代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、笠間市片庭の笠間ゴルフ練習場の北西側に3筆ほどあり、1筆目は片庭から堅倉に抜ける道路右側沿いに、片庭字打越2755-1番地の畑がありました。263平方メートルで、申請のところに雑木土などがあり、申請人よりここからここまでと指示がありましたけれども、奥のほうの境界の確認はできませんでした。

2筆目は、そこより100メートルほど北側へ進んだ道路の左側にありました。片倉台の3787-1の畑、894平方メートルについては、雑林で経過年数が25年となっていますが、現況は雑草が生えていましたが木などはなく、今回、8月の初めの利用状況調査に当たったときは、遊休農地区分低利用としたところでした。

3筆目は、ここより北側へ約200メートルほど行った山林の中に、片倉台の3761番という畑、622平方メートルですが、ここも申請書では経過年数25年、山林となっているようです。現況は周辺一帯が密林のような状態で、現地確認ができませんでしたので、一時保留ということで報告いたします。

補足として、3筆目の場所には、今回8月の初めに利用状況調査を行ったときの現地確認のできない筆が27筆ほどあり、その中の1筆でございました。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の9について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号9番について、調査の結果を報告いたします。

9月22日、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。代理人については電話で確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、長兎路構造改善センターの北東側にありました。

敷地内には工場跡地と思われる建物が建っており、農地でないことを確認してまいりました。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 非農地証明願について、番号8は保留にすることに、番号9につきましては御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号、番号8は保留、番号9は異議なしと認め、原案どおり決定されました。

**議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地
利用集積等促進計画案の意見聴取について**

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（島田 耕一君） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、12ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が1件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が1件となります。合計1筆、

2,814平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書12ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩といたします。

午後2時32分休憩

午後2時34分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（島田 耕一君） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、13ページから18ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が16件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が3件、賃貸借権の設定が13件となります。合計21筆、4万5,884平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書13ページから18ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が2件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の番号150、151について審議いたします。

審議が終了するまでの間、12番小沼 祐委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時36分休憩

午後2時36分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の番号150、151について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の番号150、151は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、12番小沼 祐委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時37分休憩

午後2時37分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の2件を除く14件についてを審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の2件を除く14件について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の2件を除く14件について、原案のとおり決定しました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取についてご説明申し上げます。

議案書につきましては、19ページになります。また、別添資料を御覧ください。

暫時休憩をお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時39分休憩

午後2時41分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 地域計画の区域内の土地につきましては、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められたときに限り、農業地区域からの除外や転用許可を行うことができます。

このため、農地転用許可に対して、あらかじめ地域計画を変更しておく必要があり、地域計画を変更するときには、農業経営基盤強化促進法第19条第6項により、あらかじめ農業委員会等から意見を聞くこととなっております。

今回の意見聴取内容は、10件、10筆、6万1,194.41平方メートルの地域計画の区域内の農地の除外についてであります。

また、除外に伴い変更される笠間市地域計画（案）の地区は、5地区であります。

笠間市地域計画の変更に当たりましては、事前に農業委員会事務局において、事前に営

農条件等から見た農地区分1種、2種、3種ごとに定められた許可の基準である立地基準に基づき、立地ができるかについて審査し、農地転用の見込みがあると判断しております。

ただし、今後、農地転用許可が申請された場合につきましては、申請目的が確実に実現されるか、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれがないか等の一般基準に基づき、審査及び農業委員会総会での審議もあることから、許可相当までの判断はしておりません。

詳細につきましては、次ページ以降、笠間市地域計画（案）を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

それでは、個別の笠間市地域計画（案）を御覧ください。

次2ページが、今回、旧笠間地区になりますが、変更されている場所は、赤字表記されております。変更前につきましては、括弧書きの赤字表記となりますが、面積がヘクタール単位ですので、1ヘクタールに満たないときにつきましては、変更箇所が表されませんので御了承ください。

まず丸1が、旧笠間町地区分です。

ページをめくっていただきまして、7ページが旧北山内村地区。またページをめくっていただきまして、三つ目が旧宍戸町地区。ページをめくっていただきまして、19ページが旧岩間町地区。それからまたページをめくっていただきまして、25ページが旧南川根村地区となります。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり決定されました。暫時休憩といたします。

午後2時45分休憩

午後2時46分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第9、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について、番号3、4について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。

16番。

○16番（鈴木 明君） 番号3と番号4番についてを報告します。

番号3につきまして、調査の結果を報告いたします。

9月21日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、国道50号線大郷戸入口交差点から北へ約2.5キロメートル入った左側方向の、国登録有形文化財、富田家住宅の北側に接した道路です。申請地の境界も確認してきました。

転用目的は、道路区画に伴う転用です。

権利の設定は売買です。

制限除外の根拠条項は、農地法第5条第1項第5号、農地法施行規則第53条の6号です。

転用する土地、田畑の3筆の一部で、830平方メートルほどです。

事業の名称は、市道（笠）4234号線道路改良事業であり、事業目的は道路拡幅です。事業主体は笠間市都市建設部建設課です。施工時期は令和7年度から8年度にかけて。計画地に関係する面積は830.2平方メートルです。

土地改良区との調整状況は調整済み。計画による農業振興地域整備計画との調整状況も調整済みと記載があります。現地に境界の杭があり、特に問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

続いて、番号4につきまして、調査の結果を報告いたします。

9月21日、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、国道50号線の金井交差点から北へ県道笠間小川線を飯田ダム方向へ300メートル行き、そこを左折し、300メートル進んだところの左側に笠間市給食センターがあり、その交差点丁字路を右折し、200メートル進んだ左側にありました。

転用目的は、道路拡幅に伴う転用です。

権利の設定、移転の概要は2筆の贈与で、譲渡人は2名です。

制限除外の根拠条項は、農地法第5条1項第5号、農地法施行規則第53条6号で、転用目的は2筆で93平方メートルです。

制限除外の計画名称は、市道（笠）4014号線道路改良事業。事業目的は道路拡幅。事業主体は笠間市都市建設部建設課です。施工の時期は令和7年度中とのこと。

土地改良区の調整は調整済みで、計画に関わる農業振興地域整備計画との調整状況も調整済みです。

登記関係も既に、令和7年8月8日までに完了しており、現地に境界の杭があり、特に問題ないと見てまいりましたので、御報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号5について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号5について、調査の結果を報告します。

9月22日、指名調査委員2名と、現地調査をしてみいました。代理人とは電話で確認を取りました。申請人、申請地につきましては、議案書のとおりです。

申請地につきましては、常磐線南友部踏切より、西へ300メートルほど行ったところにあります。

面積3.6平方メートルを特別高圧架空送電線の鉄塔用地として使用するものであります。権利の設定は、所有権移転です。

設置場所周辺は、宅地と雑種地であり、特に問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号6について、議席番号1番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号6について、調査の結果を報告します。

9月22日に、指名調査委員2名と現地を調査してみいました。申請人とは、電話で確認を取っております。申請人、申請地につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、笠間市環境センターから1キロメートルほどのところですが。

面積221.32平方メートルを道路拡幅のため、畑から転用するものであります。

権利の設定は売買です。

周辺については、宅地と雑種地であり、特に問題はないと見てまいりましたので、報告します。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号7について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（高野尚夫君） 番号7について、調査結果を報告いたします。

9月24日午前、指名調査委員2名と確認してみいました。県央農林事務所に対しては、電話にて確認いたしております。

場所は、旭町にあるファッションセンターしまむらの脇のU字溝の拡幅工事であります。権利移転は、使用貸借による転用です。

この工事については、土地管理のためのU字溝の拡幅工事であり、書類審査上も問題ないとして見てまいりました。

よろしく願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の 8、9 について、議席番号 4 番、15 番委員より調査報告を願います。
15 番。

○15 番（園部孝男君） 番号 8 について、御報告いたします。

9 月 24 日、指名調査委員 2 名と笠間市の管理課職員 2 名立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地につきましては、議案書のとおりとなっております。

申請場所につきましては、国道 355 号線の下郷交差点を旧道のほうに右折して 150 メートルほど進んだ左側です。

市道を横断する水路に敷設してあるボックスカルバートが腐食しているため、道路が陥没しており、そこにコルゲート管を敷設替えするための管渠工事を予定しておりますので、その場所に隣接する水田を作業ヤードとして使用するため、一時転用するものです。水田にシートを敷き、盛土をして、その上に鉄板を敷いて作業に当たるとのことです。

転用期間につきましては、今年の 10 月 1 日から来年の 3 月 6 日までで、来期の稲作に間に合うよう原状回復する予定でございます。

この事業につきましては、農地法施行規則第 53 条第 1 項第 6 号に該当する事業でございます。

また、現地の周りは水田でございますけれども、作業ヤードは必要最小限の面積でございますので、問題ないと見てまいりましたので、御報告します。

続きまして、番号 9 について報告致します。

9 月 24 日、指名調査委員 2 名と笠間市建設課職員 2 名立会いで現地調査を行ってまいりました。申請人、申請場所は議案書に記載のとおりです。

申請場所につきましては、国道 355 号線上郷入口交差点から、県道南指原岩間停車場線を西に 100 メートル進んだ北側の岩市道 192 号線でございます。

工事の内容ですけれども、この道路は周辺地区の通学路となっておりますけれども、狭隘であるため、地元からの要望を受けて当該工事区間約 120 メートルを幅員 5 メートルに拡幅工事を行うものです。

道路の両側は全て水田でございますので、道路拡幅に伴い用地買収を行い、取りあえず今年度は、ほかの公共事業で出た残土で盛土を行い、来年度、工事着工の予定となっております。

道路沿いに敷設してあるパイプライン及び蛇口等につきましては、来年の作付前までに敷設替えを予定しているということでした。

事前に土地改良区との協議も済んでおり、意見書も添付されております。

この事業は、農地法施行規則第 53 条第 1 項第 6 号に該当する事業でございますので、道路の拡幅でございますので、特に問題はないと見てまいりましたので、御報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告いたします。

議案書につきましては、23ページになります。

番号56は、賃貸借権を個人から法人にするため、合意を解約するものです。

番号57は、契約内容を変更するため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の6について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

11番。

○11番（青木勝照君） 番号6につきまして、調査結果を報告いたします。

9月26日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人の代理人である笠間市建設課職員2名の立会いの上、現地調査を行いました。

しかし、現場立会いをしたところ、背丈以上の草が繁茂し、境界杭を確認することができなかつたため、保留としましたが、本日、境界を明確にしたとの連絡があったので、農業委員会事務局で現地調査、確認をしていただきました。

申請地は、岩間支所から南に約300メートル行ったところにある岩間第1幼稚園の南側の土地です。

届出事由は、田畑転換をし、栗の作付を行うためです。

残土条件についてですが、埋立て用の土は、笠間市内の建設発生土です。土質は従前の作土と同程度です。盛土の計画高は80センチメートルです。

埋立て後の作付計画は、栗の栽培です。

埋立て農地面積は、1,588平方メートルです。

以上の調査結果から、農地改良することには問題ないと判断いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第12、報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の9について、議席番号8番、17番委員より調査報告を願います。

17番。

○17番（稲野邊茂生君） 番号9につきまして、調査の結果を報告いたします。

9月22日に、指名調査委員2名と届出人立会いの下に現地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、届出どおり改良行為が完了しておりました。来春に薬草を作付するというごさいます。

以上、確認してきましたので、御報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第9回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時02分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

13番 委 員

14番 委 員